

各細則等の改正について（案）

管理規約の改正に伴い、旧管理規約に付随する各細則及び協定について、以下のとおり条ずれ等文言を修正する。

学園前サンハイツ団地管理組合法人
令和 8 年 5 月 10 日

1 共同生活の秩序維持に関する協定

第 1 条中「規約第 21 条」とあるのを、改正後の「規約第 80 条」に替える。
附則に「4、令和 8 年 5 月 10 日一部改正」を加える。

2 団地管理組合法人建築協定

第 1 条中「規約第 20 条」とあるのを、改正後の「規約第 17 条」に替える。
附則に「4、令和 8 年 5 月 10 日一部改正」を加える。

3 団地管理組合法人業務委託細則

第 1 条中「団地管理組合法人規約（以下「旧規約」という。）第 13 条に定める組合の一部を第三者に委託するため、規約第 41 条第 7 項の規定により、この細則を定める」とあるのを、「団地管理組合法人規約（以下「新規約」という。）第 34 条の規定による業務委託に関し、この細則を定める」に替える。

第 2 条「旧規約第 13 条第 1 号、3 号、5 号（組合の賦課を除く。）及び第 6 号に定める業務を委託の範囲とする。」の規定を「新規約第 34 条に定める業務の一部を委託の範囲とする。」に替える。

附則に「3、令和 8 年 5 月 10 日一部改正」を加える。

4 集会所使用細則

第 1 条中「規約第 55 条」を、改正後の「規約第 80 条」に替える。
附則に「3、令和 8 年 5 月 10 日一部改正」を加える。

5 駐車場運営細則

第 1 条中「規約第 9 条第 5 項」を、改正後の「規約第 15 条第 1 項」に替える。
附則に「3、令和 8 年 5 月 10 日一部改正」を加える。